

平成22年5月10日現在

研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2007 ～ 2009
 課題番号：19530130
 研究課題名（和文） 人間の安全保障規範の形成と伝播についての研究—北米、ヨーロッパ、アジアの比較
 研究課題名（英文） Study on Creation and Diffusion of Human Security Norm: A Comparison of Cases in North America, Europe and Asia
 研究代表者
 栗栖 薫子（KURUSU KAORU）
 神戸大学・大学院法学研究科・教授
 研究者番号：00294968

研究成果の概要（和文）：本研究では、人間の安全保障規範の形成と伝播のグローバルなプロセスを、地域的比較を通して明らかにした。第一に、人間の安全保障規範の形成と普及にイニシアティブをとった日本やカナダ、さらにはヨーロッパ諸国、タイや中国などのアジア諸国において、各地域の社会的規範や既存の政策との相互作用を経て、異なる形で受容されていることが分かった。第二に、規範の伝播は国際レベルからローカル・レベルへの一方向だけでなく、ローカル・レベルから国際レベルへの影響も重要であることが明らかになった。

研究成果の概要（英文）：This project examined global processes of human security norm creation and diffusion. First, it closely investigated the following regions: (i) Japan and Canada which initially contributed to the creation of human security norm, (ii) Europe, and (iii) Asian countries such as Thailand and China. The study illuminated how the global norm has begun to be accepted through continuous interaction with regional and local norms and policies. Second, it clarified, at least from the cases observed, that global norms do not always spread from an international level and suggests the way local dynamisms might influence global norm.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,500,000	450,000	1,950,000
2008年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2009年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：政治学・国際関係論

キーワード：人間の安全保障、規範、受容、伝播

1. 研究開始当初の背景

人間の安全保障は、1993年、94年に国連開発計画（UNDP）など一部の国際機関の政策タ

ームとして登場して以来、日本やカナダなどの政策、国連など国際機関の活動、NGOの活動など多方面に影響を与えてきた。このよう

な概念が脚光を浴びるようになった背景には、1990年代における国内紛争の顕在化、武力紛争・開発・人権の複合領域化といった流れがあり、新しい政策的対応が求められた。

人間の安全保障についての学術的な著書や論文は飛躍的に増加してきたものの、研究の新たな方向性として必要とされるのは、個々の事実に着目した実証的研究である。なかでも、各国政府や国際機関の政策としての人間の安全保障を、政策形成過程や政策の特徴に焦点をあて分析する試みは、これまでに萌芽的な研究が開始されたものの、いまだ表面的な分析にとどまってきた。

人間の安全保障をめぐる各国の政策と国際関係の解明という点において、本研究には学術的な特色があると考えられる。人間の安全保障という「規範」が国際的に提示されてから数年たつが、本研究を通じて、人間の安全保障「規範」が、多様な地域において、どのように認識され、位置づけられており、どの程度、政策として導入されつつあるのかを、明らかにすることができる考えた。

人間の安全保障を主張する政府の政策については、これまで、日本とカナダについての研究が、若干行なわれているものの、それ以外のヨーロッパ諸国やアジア諸国の事例研究についてはきわめて限定的である。本研究を通じて、多様な地域の諸国における人間の安全保障の広がり、その内容の特徴を明らかにできよう。とくに、中国などについては、そもそも人間の安全保障に関心がないとみなされ研究の対象とされて来なかったが、本研究においては、こうした事例においても、政府系シンクタンクなども含めその言説を詳細に分析することによって、異なる結果（人間の安全保障「規範」についての理解や争点、萌芽的な建設的動き）を導き出しうると考えた。

また、国際関係論におけるコンストラクティビストの規範分析においては、規範の内容を所与として、その上で規範のライフサイクル（誕生から伝播へ）が追跡されることが多い。これに対し、本研究では、詳細なケース分析を通じて、新しい規範が持ち込まれる場合に、多様な諸国が、それぞれの文化や規範・慣習との関係において、再解釈をしたり、選択受容したり、拒絶するといった、多系的な規範の伝播の展開について視野に入れた、モデルを提示できると想定した。

2. 研究の目的

人間の安全保障は、個々の人々や社会の置かれた文脈から、安全・安心の問題を導き出

す概念であるため、それぞれの地域によって「規範」の受容のあり方は異なると考えられる。本研究では、本研究代表者がこれまでに実施してきた、人間の安全保障「規範」の形成と伝播のプロセスについてのリサーチ・デザインを拡充し、個々の地域や国における「規範」の拒否、あるいは選択的受容といった経路を組み込んで、より多系的な「規範」の伝播のプロセスを明らかにすることを目的とした。そのための、具体的な研究課題は次の通りである。

第一に、国際的な「規範」として提示された人間の安全保障は、多様な諸国、地域において、どのような内容として認識され、政策において位置づけられているのか。また、これらの諸国の政府や社会による、人間の安全保障に対する対応、政策の特徴は何であるのか。これらのアクターによる対応には、「拒絶」、「選択的受容」、既存の国家の政策や社会における対立する概念との「調整」、「受容」など、多様な方向性がモデルとして考えられよう。

第二に、これらの諸国における、人間の安全保障についての個別の認識や対応は、どのような政治的プロセス、政策決定プロセスを経て形成されたものなのか。

第三に、地域によって多様な人間の安全保障の捉え方、対応、政策は、翻って、国際的な「規範」にどのような影響を及ぼすであろうか。

3. 研究の方法

以上の問いを明らかにするために、本研究では、従来の研究の焦点であった日本とカナダのみでなく、ヨーロッパとアジアを新たなケースとして取りあげた。

研究の実施にあたって以下の点を、地域と国を横断して分析するための共通枠組みとした。第一に、政府、その他のアクター（シンクタンク、市民社会組織）の人間の安全保障についての認識、言説の特徴の解明。第二に、政策形成プロセスの特徴—具体的争点・対立点、リーダーシップをとった人物、連合形成などの解明である。

このような枠組みに依拠しながら、一次文献（政府資料、国際機関資料、NPO資料など）、広範な聞き取り調査（政策決定の関係者）、ならびに情報公開法手続きによる開示文書などを用いて、実証的な研究を行った。

4. 研究成果

(1) 日本とカナダ

カナダ、ノルウェー、日本などは、国際機

関によって提示された人間の安全保障規範の初期受容国である。

ここでは、紙幅の都合により、日本による人間の安全保障規範の受容から国際的な規範形成へとかわっていくプロセスに焦点をあて、詳細な実証研究を行った結果を概観する。

まず、人間の安全保障を日本政府が政策概念として導入した背景要因として、一つには、ODAにおける「箱モノからヒト」への新しい模索が行われていたことがあげられる。その結果、途上国社会に目を向けた援助を、新しいラベルをつけて売り出すことにより、政策エリートたちが有用性を見出すことになった。もう一つの背景として、グローバルな多国間枠組みにおいて日本なりの新しいタイプのリーダーシップを発揮するという政策エリートたちの意思が醸成されつつあったことがあげられる。このことは、当時日本の進路として、グローバルな役割への転換が模索されていたことを示唆している。国会では当初、国内社会の問題に人間の安全保障が用いられることもあったが、上述の理由から、日本では主として対外政策としての用法の方が定着していった。

それでは、具体的にどのような政治プロセスを経て、人間の安全保障は日本の国際政策として導入されたのか。第一に、小渕外相、首相期に、対地雷禁止条約署名問題、そしてとりわけアジア経済危機などが発生し、具体的な対応を迫られたことがあった。第二に、具体的な政策アイデアとしての登場には、ブレーン・グループによる、日本の対外政策の文脈における人間の安全保障概念の意義づけや内容の再検討が不可欠であった。このブレーン・グループは、元来、人間の安全保障について信条的に強く支持していたし、日本の既存の実行との親和性も意識していた。しかし、それだけでなく日本のグローバルな知的リーダーシップやODAの新たな意義づけという、「啓発された国益」というフィルターを通して首相に助言した。日本の対外政策の中に人間の安全保障を位置付ける「チェンジ・エージェント」の役割を果たした。

第三に、政治的な流れとしては、小渕が最大派閥の領袖であったというパワーの要素と、小渕自身が考え方を強く支持し、またブレーン・グループの主張を受け入れるタイプの政治家であったことが指摘できる。これら3つの流れがそろったことが、「政策の窓」をあげ、人間の安全保障の積極的な導入につながったといえよう。そして、人間の安全保障基金の設置は、アイデアに共感し、政策

を具体化しようと、政治家とともに取り組んだ外務官僚の役割が大きかった。

人間の安全保障を国際政策として導入した政策エリートたちは、日本にとっての受け入れやすさ、対外政策上の従来の規範体系との親和性について考慮を行った。日本には憲法9条のもとで平和主義があるし、「徹底的な現場主義」に基づく青年海外協力隊(JOCV)、草の根無償資金協力なども、人間の安全保障に近い支援方法として経済協力に存在していた。こうした既存考え方や実行との親和性は、人間の安全保障を受け入れる際の重要な考慮材料となった。

日本が導入した人間の安全保障は、『人間開発報告書』が初期に国際的に提示したアイディアに非常に近いものであった。しかし、その後、日本の対外政策における再解釈、既存の実行の再意義づけという形でのローカライゼーションも行われた。特に、カナダをはじめとして人間の安全保障をめぐる多様な概念が提示されるようになり、また人間の安全保障委員会を通じて国際的な規範設定がなされた前後には、日本政府は、国家主権へのこだわりが強い途上国との関係を重視し、「人間の安全保障には、保護する責任は含まれない」という主張をするようになった。これは、日本の対外政策の体系にフィットするような再解釈のあり方である。

もうひとつには、人間の安全保障委員会の提示した規範の導入によって、既存の政策の再解釈と再意義づけがなされ、その上で「いっそう発展させた」という点が政策エリートによって強調されている。国内実行の再編と発展は、2003年の人間の安全保障委員会報告書により人間の安全保障の規範が明示的に提示されたことを契機として、いっそう顕著となった。ブレーン・グループだけでなく、JICAや国連人間の安全保障基金の指針作成者たちもまた、チェンジ・エージェントであった。

日本は人間の安全保障規範の初期受容国であっただけでなく、人間の安全保障委員会の設置や、国連総会における普及活動等を通じて国際的な規範の形成と普及にも関与し、構造としての規範に影響を及ぼした。この後、日本は国連総会など多国間の枠組みを使って、人間の安全保障規範の伝播に着手していった。途上国や中小国との非公式なネットワークを用いていく手法は、日本外交における比較的新しい側面といえる。

(2) EU加盟国レベルでは、オーストリア、アイルランド、スロヴェニアが、人間の安全

保障ネットワークに加盟している。EU加盟国ではないが、ノルウェーは人間の安全保障ネットワーク形成においてカナダとともにイニシアティブをとった国であり、またスイスも同ネットワークにおいて活発である。人間の安全保障は、まだEUにおいて正式の政策用語として採用されたわけではないが、現状ではかなりの議論が進んでいる。

EUの共通外交安全保障政策担当ソラナ上級代表(Javier Solana)の要請で提出された、政策ペーパー「バルセロナ報告書」は、包括的に人間の安全保障をとらえつつも、地域紛争から国家崩壊にいたる人道危機に焦点をあて、軍と文民の双方から構成される「人間の安全保障対応部隊」の設置を提案している。同報告書の議長となったメアリー・カルドーによれば、バルセロナ報告書の作成の背景は次のようであった。最初のきっかけはEU憲法の作成過程であったが、その後ソラナからEUの共通安全保障外交政策とのかわりから報告書の執筆を依頼された。

EUがこのような報告書の検討を始めた背景には、欧州安全保障防衛政策(ESDP)における展開がある。EUにとっては、すでにペータースペルク任務として、人道や救援、平和維持、危機管理の任務が導入され、その後、EUの政策として統合されていった。具体的な危機管理として、たとえば、ボスニアやマケドニアでの警察、軍事ミッション、コンゴでの警察と軍事ミッション、アチェでの文民による平和維持などが展開された。こうしたなかで、2003年12月に欧州安全保障戦略(ESS)“A Secure Europe in a Better World”がソラナ上級代表によって草案され、欧州理事会によって採択された。バルセロナ報告書は、このESSの具体的な実施のためのガイドライン作成を目的としたものであり、とくに地域紛争や国家破綻の場合の部隊の展開についての考え方を示すものであった。

同報告書における人間の安全保障の定義は、人間安全保障委員会によって提案された「包括的なカテゴリー」を採用し、それが「EUの共通外交、安全保障、開発政策にとって有用である」と述べ、包括的な定義が基盤となるという理解を示している。その上で、ジェノサイド、大規模な虐待のような「狭義のカテゴリー」が、「作戦能力を展開する際の決定の基準となりうる」としており、この報告書は、具体的なEUの危機管理を中心とした安全保障戦略の展開において、実施の判断基準を「人間の安全保障」という観点から提供することが主要な目的であることが分かる。EUによる人間の安全保障の捉え方は基本的

に包括的でありながら、実施レベルにおいては、日本政府よりも、恐怖からの人々の保護を強調するものとなる可能性がある。

提出された同報告書に対して、ソラナ上級代表は、2004年9月に好意的な発言を行い、「新しい脅威への対処にあたっては軍事力のみでは十分でないことが、過去の経験によって示された」「EUは危機管理作戦にあたって包括的な手法を用いていく」と述べている。その後、ソラナは2005年3月、EU加盟国政府に対して、同報告書の内容を説明する書簡を送っている。

こうした動きに対して、一部の加盟国からは積極的な反応が示されている。スウェーデン政府、スペイン政府がまず、2004年12月に発生したインド洋地震と津波へのEUの対応という観点から、同研究グループに人間の安全保障の有用性を研究して欲しいとの依頼を2005年1月に行っている。インド洋津波への対応は、EUの人間の安全保障ドクトリンがどのように適用されるのかの、テストケースと認識され、その研究の成果は、2006年2月末にシンポジウムという形で公開された。このほかにも、イギリス国防省、ドイツ経済協力開発省、フィンランド政府などが関心を示した。

概観した通り、バルセロナ報告書は、欧州の安全保障協力の意義づけにおける有用性が主たる出発点であり、文民の保護との関連性が強調されることとなった。EU内で人間の安全保障に関する議論は行われているものの、現時点ではEUとして正式の政策チームとはなっていない。今後EUが人間の安全保障を公式な政策概念として導入するのかわりかは、一つには、国連やOECDなど多国間枠組みにおける規範の普及の進展に左右されるであろう。二点目として、人権や人道は歴史的にEU規範として内部化されてきているため、あらためて人間の安全保障という用語を用いることの政策的な付加価値、ならびに政治的有用性が明確になるかどうかが必要となる。

(3) アジア諸国(タイ、中国)における人間の安全保障受容プロセスをごく簡単に概観する。タイについては、タイ外務省、社会開発・人間の安全保障省、日本のJICA、在タイ日本大使館などで聞き取り調査を行った。中国に関しては、研究会における中国人研究者との意見交換、中国語の能力のある学生の支援をえた。

タイの場合には、1997年アジア経済危機への政府による対応のなかで、外国資本に対す

る社会レベルの脆弱性を低減することが課題となった。社会・経済的リスクに対するセーフティネットの必要性が緊急に認識されるなかで、人間開発、社会開発に関する省庁の機能が再編された。国連開発計画のオフィスがバンコクにあり、協力関係にあったことから、国連開発計画の提案によってこれらの政策を「人間の安全保障」として扱うことになった。タイの人間の安全保障は、人身取引やHIVなどの社会・経済的な側面に焦点をあてるように、国情にあった形で人間の安全保障概念が導入された。それと同時に、人間の安全保障ネットワーク（13カ国からなる）やASEANなどを通じて、タイは人間の安全保障の普及にも主体的に取り組んでいる。

他方、中国の場合には、アジア経済危機、SARSなどの感染症の流行により中国政府の脆弱さが認識されたことが、「非伝統的安全保障」に関する政策的研究の出発点となった。またこのうち一部の研究者は、ここ数年は「人的安全」「人類安全」という human security の訳語を用いて、グローバル化のもとでの感染症への対応、経済金融システムの脆弱性、社会格差などを論じるようになっていく（後井隆伸『冷戦後中国における安全保障概念の拡大とその背景』大阪大学大学院国際公共政策研究科提出修士論文、2010年）。中国政府側はこのような動向を一定の範囲で多様な安全保障の議論を許容し、利用しようとしている。

(4)このように人間の安全保障の導入には、各地域においてチェンジ・エージェントに相当する、主体的に規範を普及したアクターがみられた。日本の場合にはブレイン・グループ、カナダの場合にはアックスワージー外相や有識者・市民社会グループ、タイの場合にはUNDP やスリン・ピスワン元外相や学者などである。これらのエージェントは、新しい規範と地域の既存の政策や規範との関係性を評価し、それぞれの事情から受容を働きかけていった。

初期の受容国であった日本やカナダは、さらに国連など多国間の公式、非公式な枠組みを利用して、国際的な規範の普及にも取り組んでいった。こうした枠組みを通じて、多様な諸国との意見交換がなされ、国際的に合意可能な範囲としての規範がまとめられていった（2005年国連総会特別会合成果文書、2010年国連事務総長報告書など）。

人間の安全保障は、法的規範というよりは緩やかな社会規範の意味合いが強い。今後も多様な諸国やNGOなどを含めた多様なアクター

との相互作用を経て、変化していくものと示唆できる。

以上の成果については、国内外での報告や論文・著書として公刊してきた。また下記リストに含めることはできないが、これ以外にも、日本における受容プロセスについての英文論文を公刊予定（“Japan as Active Agent of Global Norm: a Political Dynamism towards Acceptance and Promotion of ‘Human Security’”：投稿のため英文校正中）であり、また、ミネルヴァ出版より本科研費研究の結果の多くを総合的に所収した単著を出版予定である。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計1件）

- ① 栗栖薫子「人間の安全保障研究と国際関係論—新しいリサーチの地平？」『国際公共政策研究』14-1、2009年、15-30頁。

〔学会発表〕（計8件）

- ① Kaoru Kurusu. “Origins and Evolution of Japan’s Human Security Policy,” New Approaches to Human Security in the Asia-Pacific (Japan Foundation-IARU-CEPS workshop) Osaka University, 23 October 2009.

- ② Kaoru Kurusu. “Regional Variation of Securitization: East Asia,” IARU Workshop on “Rethinking Security: New Realities, New Concepts” (University of Tokyo), September 28, 2009.

- ③ 栗栖薫子「人間の安全保障概念の歴史と日本における定着」日本学術会議/人間の安全保障とジェンダー委員会、2009年8月13日。

- ④ Kaoru Kurusu. Comment to Ambassador Yukio Takasu’s paper on “Human Security Approach to post-Conflict Peacebuilding.” Summary Proceedings of the International Conference on Human Security and Business: Focusing on Conflicts, Human Mobility, and Governance, The University of Tokyo, 27, 2009, London. (Conference Report, *Journal of Refugee Studies*, 2009)

- ⑤ 栗栖薫子「アメリカ新政権と人間の安全保障」同志社大学アメリカ研究所・平和安全保

障研究所共催 関西安全保障セミナー、2008年12月13日。

⑥栗栖薫子「平和構築の再検討：人間の安全保障の視点から」人間の安全保障教育研究コンソーシウム 2008年度研究大会、大阪大学イ講堂、2008年9月20日、提出ペーパー。

⑦栗栖薫子「国連と人間の安全保障-規範的展開と実践における課題」日本国際連合学会年次大会第4セッション、広島修道大学、2008年6月1日。

⑧栗栖薫子「グローバルな規範伝播の多系的展開—日本における人間の安全保障規範の受容を事例に」日本国際政治学会 2007年度研究大会、国際政治経済分科会I、II、2007年10月26日。

〔図書〕(計2件)

①栗栖薫子「欧州安全保障協力機構」広瀬佳一編『対テロ国際協力の構図』ミネルヴァ書房、2010年、55-74頁。

②栗栖薫子「人間の安全保障」高阪章編『国際公共政策学入門』2008年、11-40頁。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

栗栖 薫子 (KURUSU KAORU)

神戸大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：00294968